

(表)

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る被災家屋の  
代替家屋に対する固定資産税の減免申告書

年 月 日

柏崎市長 様 千

申告者の住所 \_\_\_\_\_

申告者の氏名 (名称) \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域と市長が公示した区域内（以下「認定対象区域外区域」という。）の家屋に代わる家屋を取得したので、新潟県柏崎市税条例附則第27条の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所					
	氏名又は名称	認定対象区域外区域に所在した家屋の所有者との関係 ( )				
		個人番号又は 法人番号				
認定代替家屋 ※	所 在 地	柏崎市				
	家 屋 番 号		床面積	㎡		
	共 有 持 分		種 類			
	取得・改築年月日	年 月 日	構 造			
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日申告 市町村)					

認定対象区域外区域に所在した家屋	所有者の住所					
	所有者の氏名又は名称					
	所 在 地	(家屋番号: )				
	種 類		床面積	㎡	共有持分	
	備 考					

※ 「認定代替家屋」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により被災した区域の住民の退去又は避難の実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域として市長が公示した区域内に所在する家屋に代わる家屋をいいます。

○ 減額の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

(裏)

◎ 減額の内容と適用要件

認定代替家屋に係る固定資産税額の減額内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 減額適用対象者

- (1) 認定対象区域外家屋の所有者（認定対象区域外家屋が共有の場合は、その持分を有する者も含む。）
- (2) 認定対象区域外家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 認定対象区域外家屋の所有者と同居する3親等内の親族
- (4) 認定対象区域外家屋の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人

※ 認定対象区域外区域において借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、減額の対象になりません。

2 認定対象区域外家屋要件

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域に準ずるものとして市長が公示した区域内の家屋（認定対象区域外家屋）

3 減額対象家屋要件

認定対象区域外家屋の代わりとして取得した家屋（原則として認定対象区域外家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。以下「認定代替家屋」という。）

4 取得期間

退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域でなくなった日として市長が公示により定めた日から起算して3月（当該代替認定家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋

5 減額の内容

固定資産税の認定対象区域外家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1に減額し、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額する（都市計画税については、地方税法第70条の8第7項の規定により固定資産税と同じ割合により減免される。）。

◎ 添付書類

- 1 認定対象区域外家屋の所在地を記載した書類並びに当該認定対象区域外家屋を退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域となった日として市長が公示により定めた日において当該認定対象区域外区域に家屋を所有していた旨を証する書類
- 2 認定対象区域外家屋を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
- 3 資産（認定代替家屋）の取得が確認できる書類 ⇒ 「売買契約書」等の写し
- 4 認定代替家屋の所有者が、認定対象区域外家屋の所有者の相続人又は認定対象区域外家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
  - (1) 相続人又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
  - (2) 認定対象区域外家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)「住民票」(写)
  - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)等

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて、被災家屋の所在する市町村へ問合せさせていただく場合があります。